

	がけ条例	災害危険区域	土砂法による区域	
根拠法令	静岡県建築基準条例第10条	・ 建築基準法第39条 ・ 静岡県建築基準条例第3条、第4条	・ 土砂災害防止法 ・ 建築基準法施行令第80条の3	
対象となる区域	静岡県内全域（都市計画区域内外によらない）	1号指定：急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法） 2号指定：知事が指定する区域（管内5箇所）	土砂災害特別警戒区域 （レッドゾーン）	土砂災害警戒区域 （イエローゾーン）
区域の確認方法	区域指定なし ※現地確認等によりがけの高さを確認すること	1号指定：HPで閲覧可能 【静岡県地理情報システム（GIS）】 詳細は熱海土木事務所用地管理課管理班 2号指定：HPで閲覧可能 【静岡県地理情報システム（GIS）】 詳細は熱海土木事務所都市計画課建築班	HPで閲覧可能【静岡県地理情報システム（GIS）】 詳細は熱海土木事務所企画検査課	
対象建築物	すべての建築物	住居の用に供する建築物	居室を有する建築物	なし （がけの高さによっては がけ条例への適合必要有）
対応が必要となるケース	勾配が30度を超えかつ高さが2mを超えるがけがある場合（がけの下端から、がけの高さの2倍を超える位置に建築する場合を除く）	敷地の過半が区域にかかる場合 または、建築物が区域にかかる場合	建築物が区域にかかる場合	
対応方法の例	<p>【がけ下の敷地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防土壁をつくる※¹ ※¹ 対象がけ面は建築物に対して垂線を引いた範囲内とし、崩壊土量の回り込みを考慮すること。 ・ 基礎を立ち上げる※² ※² がけの高さが5m以上の場合は算定した立上がり必要高さが1m未満であっても1mとすること ・ 建築物本体を鉄筋コンクリート造等にする（がけに面する外壁には原則、開口部設置不可※³） ※³ 崩壊土量及び堆積高さの算出により被害を受けないと考えられる部分については、最低限の開口部を設けることは可能 <p>★公共が設置した道路擁壁等であつ、公共により恒久的に維持管理ができる場合に限り「安全な擁壁」として取扱うことができる</p> <p>【がけ上の敷地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎（杭）を勾配線（30度ライン）より深く定着する 	<p>県、または市町により急傾斜地崩壊防止工事が行われていることが前提となる</p> <p>【がけ下の敷地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予想される崩壊土量に見合った量を堆積できる防土壁を設置する <p>【がけ上の敷地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の基礎を地盤に深く定着させる 	<p>建築物や擁壁を土砂の衝撃力に耐える構造とする</p> <p>注）建築物で対応する場合は鉄筋コンクリート造とすることが望ましい。またがけ面に対しては無開口とする</p>	
必要な手続き	建築確認申請にて審査	建築制限解除申請（確認申請提出前までに） 審査は熱海土木事務所都市計画課建築班	建築確認申請にて審査	
担当課	熱海土木事務所都市計画課建築班 TEL：0557-82-9191	<ul style="list-style-type: none"> ● 1号指定区域について 熱海土木事務所用地管理課管理班 TEL：0557-82-9167 ● 制限解除・2号指定区域について 熱海土木事務所都市計画課建築班 TEL：0557-82-9191 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区域指定・土砂の衝撃力等について 熱海土木事務所企画検査課 TEL：0557-82-9091 ● 建築確認について 熱海土木事務所都市計画課建築班 TEL：0557-82-9191 	
★ がけ条例の詳細については、こちらのURLから確認できます ⇒ ※がけ条例については、必ず右記URLにてがけ条例の内容を御確認ください。 なお、建築確認申請を伴う場合のがけ条例適合確認は、確認審査の中で行うこととなります。詳細は確認申請提出先の審査機関と協議ください。		<p>静岡県建築基準条例第10条の解説 詳細版 URL</p> <p>https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/052/541/iourei_iuuioukaisetu.pdf</p>		